種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
ケール	Brassica oleracea L. var. sabellica L.	（略）
	Brassica oleracea L. var. viridis L.	野菜
	Brassica oleracea L. var. viridis L. × Diplotaxis tenuifolia (L.) DC.	野菜
	Raphanus sativus L. × Brassica oleracea L. var. sabellica L.	野菜
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
	Brassica rapa L. subsp. chinensis (L.) Hanelt × Diplotaxis tenuifolia (L.) DC.	野菜
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
ダッタンソバ	Fagopyrum tataricum (L.) Gaertn.	食用作物
（略）	（略）	（略）
カンゾウ	（略）	（略）
	Glycyrrhiza glabra L.	工芸作物
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Oryza sativa L. × Oryza glaberrima Steud.	食用作物
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
ケール（ハボタンを除く。）	Brassica oleracea L. var. acephala DC.	野菜
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
飼料用ケール	Brassica oleracea L. var. viridis L.	飼料作物
アブラナ（在来ナタネ（ハクサイ及びカブを除く。））	Brassica rapa L.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ソバ	Fagopyrum esculentum Moench	（略）
	Fagopyrum tataricum (L.) Gaertn.	食用作物
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ウラルカンゾウ	Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
稲	Oryza sativa L.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）